



中央税務会計ニュース

6月の税務

● 6月10日

- 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（前年12月～当年5月分）の納付

● 6月16日

- 所得税の予定納税額の通知

● 6月30日

- 4月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）法人住民税）
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
- 10月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
- 消費税の年税額が4800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2か月分）（消費税・地方消費税）
- 国外財産調書・財産債務調査の提出

● 6月、8月、10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日

- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）

FM番組
「リーダーズ
バトン」
配信中！



YouTube



Facebook



Instagram

各情報
発信中！

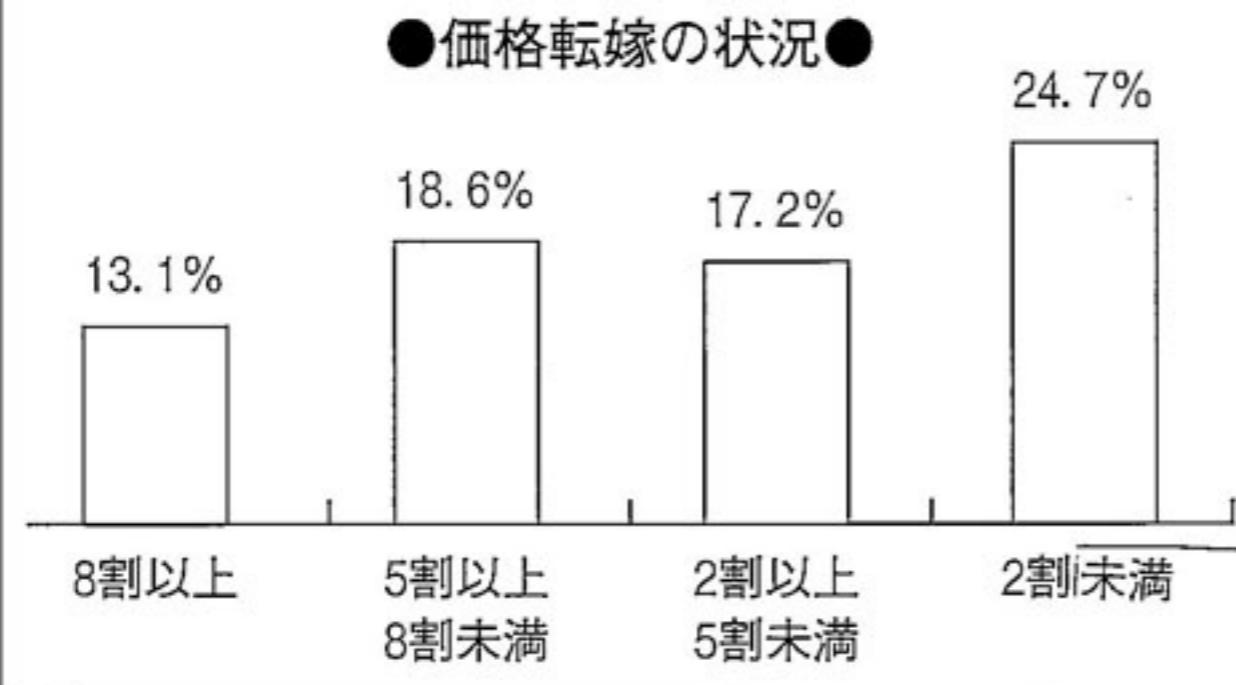
5月も連休もあってかおひいきの間

《通信欄》

先日、さくらとき芸術劇場にて
私の国シニティクスピア・シリーズ
2nd「マクベス」を鑑賞して
きました。リーズの中でも「四大
悲劇」として人気が高く、故
蜷川幸雄監督のときから
演じている藤原竜也さんが
主演で栄光から破滅まで
のマクベスの生涯を激しい
苦悩や葛藤を壮大なまで
に演じきりました。監督
演出・出演したマルチにこなす
吉田鋼太郎さんが、終了後の
懇談会で内情も話してくれ
てとても刺激的で一時でした。
この先も様々な舞台がある
のでは是非劇場に足を運んで
楽しもうと思います。ありがとうございました。(中島)

■2025年版中小企業白書 ■ 価格転嫁と設備投資の推進 コスト削減型経営から転換

中小企業庁は、「2025年版中小企業白書」および「小規模企業白書」をまとめました。物価高、円安、金利上昇、人手不足といった構造的課題が続く中、白書では中小企業・小規模事業者を取り巻く現状を分析し、今後の成長と持続的発展に向けた方向性を示しています。今号では、「2025年版中小企業白書」の概要を紹介します。



出典：帝国データバンク（2025年2月調査）

■中小企業経営を取り巻く現状 ■
2024年度は、円安や物価高の継続に加え、「金利のある時代」が約30年ぶりに到来した年となりました。借入依存度の高い中小企業・小規模事業者にとって、貸出金利の上昇は利益圧迫の大きな要因となっています。

また、2024年の春季労使交渉では、約30年ぶりの賃上げ率を達成しましたが、大企業との差は拡大しました。中小企業の労働分配率（企業が生み出す付加価値額に占める人件費の割合）は既に約8割に達し、さらなる賃上げ余力は厳しい状況といえます。

一方で、人手不足は依然として深刻な状況にあるため、人材確保のために業績改善を伴わない「防衛的賃

上げ」も増加しています。

■価格転嫁の状況 ■

仕入価格の上昇分を販売価格に十分に転嫁できない状況が続いている。帝国データバンクが実施した調査によると、一仕入価格の上昇分に対する販売価格への価格転嫁率は41・3%でした。

内訳をみると、「2割未満」が18・6%、「8割以上」が13・1%、「全く価格転嫁できない」と回答した企業は11・2%と1割を超えていました。

代表的なコストとなる原材料費、人件費、物流費、エネルギーコストを項目別にそれぞれ、どの程度転嫁できているかを聞いたところ、原材料費に対する価格転嫁率は48・0%、人件費は31・3%、物流費は34・7%、エネルギーコストは29・5%でした。

原材料費に対しては、「原材料費が高騰していることに対応して客先の理解がある」といった声があり、5割近くまで転嫁が進んでいます。一方で、人件費に対する転嫁率は3割程度にとどまっています。人件費についても、原材料費と違つて具体的に数値化することが難しい側面があります。販売先に明確に説明す

ることが難しいため、「原材料費ほど販売先の理解が進まない」といった声が多数聞かれました。

価格転嫁率は改善されつつありますが、生産コストや品質に見合った価格転嫁は今後も必要であり、原価計算等の適切な準備を行った上で、発注企業と粘り強く交渉を続けていく必要があります。

■コストカット型経営からの転換 ■

こうした状況を踏まえ白書では、コストカット型経営は限界を迎えていると分析。物価・金利・人件費の上昇と構造的な人手不足に直面する今こそ、一人当たりの業務効率化と付加価値向上を加速させるため、価格転嫁やデジタル化、設備投資を積極的に推進して、生産性を高める経営に転換していくことが重要と指摘しています。

このほか、白書では、中小企業における後継者の不在率は近年、減少傾向にあります。経営者の年齢は依然高い水準で推移していることから、事業承継に向けた早急な取り組みを必要としています。

また、中小企業が今後、持続的に発展していくためには、こうした取り組みを着実に進める一方、商品やサービスの差別化による独自の強みの創出も欠かせないと指摘しています。



相続税の「AI税務調査」開始へ （申告漏れリスクをスコア化）

報道によると、国税当局は令和7年7月から実施される相続税の税務調査に人工知能（AI）を活用するとしています。相続税の申告書や財産状況が分かる資料などをAIで分析。申告漏れの可能性をスコア化し、調査対象者の選定が行われます。国税庁によれば、今夏スタートのAIでの分析対象となるのは、令和5年に発生した相続事案が中心になります。相続税調査は相続が生じた後、一定期間を経てから実施されるのが慣例となっています。



具体的には、相続税の申告書や一定規模以上の資産を持つ人が提出する財産債務調書、海外送受金を記録した資料、生命保険の一時金の支払調書などをAIで分析します。過去に相続税で申告漏れなどが生じた案件から不正や申告ミスが起こりやすい傾向を見つけ出し、AI分析のためのデータとして活用します。

申告漏れのリスクは「1」～「0」の間で細かくスコア化されます。1に近いほどリスクが高く、0に近いほどリスクは低くなります。

AIによる一次分析は国税庁を行い、スコア付けされた相続税申告書データはそれぞれ所轄の国税局・税務署に送られます。現場の税務職員はデータを分析し、事案ごとに税務調査が必要か、また実地を伴う調査か電話等による簡易な調査を行うかどうかの対応を検討します。

なお、所得税や法人税の調査ではすでにAIが活用されており、令和5事業年度の所得税の追徴税額は過去最高を記録しました。

具体的には、相続税の申告書や一定規模以上の資産を持つ人が提出する財産債務調書、海外送受金を記録した資料、生命保険の一時金の支払調書などをAIで分析します。過去に相続税で申告漏れなどが生じた案件から不正や申告ミスが起こりやすい傾向を見つけ出し、AI分析のためのデータとして活用します。

申告漏れのリスクは「1」～「0」の間で細かくスコア化されます。1に近いほどリスクが高く、0に近いほどリスクは低くなります。

AIによる一次分析は国税局が行い、スコア付けされた相続税申告書データはそれぞれ所轄の国税局・税務署に送られます。現場の税務職員はデータを分析し、事案ごとに税務調査が必要か、また実地を伴う調査か電話等による簡易な調査を行うかどうかの対応を検討します。

問 先日、亡くなった人が保有していた暗号資産などの「デジタル遺産」が相続時のトラブルとなるケースが増えていると聞きました。私もネット証券で株式投資をしているので心配です。どのように対策が必要でしょうか？

答 近年、パソコンやスマートフォン普及を背景に、デジタル形式の財産を保有する人の割合と金額が増加しています。しかし、これらの財産は適切に管理をしていないと相続時のトラブルに繋がることもありますので注意が必要です。

■放置で生じる相続トラブル

亡くなつた人がデジタル形式で保有していた金銭的価値がある財産のことを一般的に「デジタル遺産」といい、原則として相続財産に含まれ、相続税の対象となります。代表的なデジタル遺産としては、ネット銀行やネット証券の口座の資産、暗号資産（仮想通貨）、電子マネーなどが挙げられます。



デジタル遺産の相続トラブルを防ぐ

これらのデジタル遺産はネットワーク上に存在している無形の資産です。そのため、相続手続き終了後に被相続人がデジタル遺産を保有していましたことが判明した場合、再度、遺産分割協議をやり直す必要が出てきたり、相続税の申告期限が過ぎている場合は、延滞税や無申告加算税などの対象となる恐れもあります。

■デジタル遺産の「見える化」

このようない相続トラブルを防ぐためには、相続人が困ることがないよう事前準備することが大切です。具體例として、①相続人がデジタル遺産を円滑に引き継げるよう保有している財産をエンディングノートや財産目録などにリスト化し、必要なIDやパスワードを記載しておく、②遺産分割トラブルを回避するための遺言書により相続人や相続分を指定する、③暗号資産など相続手続が複雑になりそうな財産は売却して現金化するなどがあります。

デジタル遺産は近年登場した新しい種類の遺産で、まだ法整備が十分に確立されていないのが実情です。よって、相続トラブルを回避するためには、デジタル形式で保有している財産を事前に「見える化」していくことが重要になります。